



児島湾土地改良区 事務所と河津桜

電話番号のお知らせ（直通）

児島湾土地改良区	
総務課	(086)262-0175 (086)263-5244 (FAX) 下記以外の事務全般(賦課徴収含む) Eメール: kjmw-main@kojimawan.or.jp
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180 (アナログ回線) 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用水機場関係) 藤田用水管理事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
堤防管理事務所	(086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

通常総代会挨拶	2
通常総代会への祝辞	3
通常総代会開催	5
令和7年度賦課金・負担金について	6
令和7年度一般会計予算	7
令和7年度基幹水利施設管理事業会計予算	7
令和7年度操作作業会計予算	8
令和7年度土地改良事業計画	9
不祥事についてお詫びとご報告	10
コンプライアンス研修実施	11
役員視察研修報告	12
事務局人事移動	14
児島湾締切堤防について(特集記事)	16
ゴミの投棄をなくしましょう	18
組合員の皆様へお願い	19
転用等、地区除外に伴う決済金	20

令和 7 年度 通常総代会 理事長挨拶

令和 7 年 3 月 12 日

理事長 宮 武 博



令和 6 年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。
総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、
心よりお礼申し上げます。

皆様には各地域の組合員の代表として、平素から格別の、ご協
力をいただき深く感謝申し上げます。

本日、審議いただきます案件は、ご案内のとおり、18議案を提
出しています。これらの議案は、委員会、理事会において慎重に
審議を重ね全会一致での提案であります。総代各位には、十分な
審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

さて、国は国内外様々な問題に対応していくために食料・農業・農村基本法を一部改正し、
食料安全保障の確保や農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興
という 4 つの基本理念を掲げ、施策を推進することとしています。

農地や農業水利施設等の農業生産基盤については農業水利施設の適時適切な補修・更新等
を行い、農業を魅力ある産業として担い手に引き継いでいくことが肝要であり、加えて排水
施設等の老朽化の進行や豪雨・地震等の自然災害に対しての対策を図る必要があります。

また、昨今の電気料金などの物価高騰や人件費等の構造的賃上げが、農業水利施設の保全
管理の中心を担う土地改良区の運営に大きな影響を及ぼしていることなどから、適正な維持
管理に必要な支援対策を講ずるなどして、農業農村整備事業を計画的かつ安定的に推進して
いき、農業水利施設等が求められる機能を継続的に発揮できるよう、土地改良区の運営基盤
の強化を図ってまいります。

次に、昨年 7 月に発覚した職員の不祥事についてですが十月の臨時総代会でご報告を差し
上げましたが、その後の改善措置状況につきましてご説明いたします。

まず、会計業務の改善、内部統制の強化、組織運営等の体制などを見直し、令和 7 年 1 月
には岡山県の特別検査があり、2 月にはコンプライアンス研修を行い一人ひとりが重く受け
止め再発防止に取り組み、総代、組合員の皆様から信頼を回復するよう努めてまいります。
総代の皆様におかれましては今後とも引き続き、ご支援ご協力のほどよろしくお願いします。
以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

令和 7 年 3 月 12 日

岡 山 市 長
大 森 雅 夫



本日は、児島湾土地改良区の令和 6 年度通常総代会が、盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴土地改良区が受益地とする岡山平野は、江戸時代初期からの干拓により約 2 万ヘクタール以上の海が美田に生まれ変わった歴史ある地域であり、水稻を中心に全国ブランドである「備南千両なす」など収益性の高い多様な農産物が展開され、県下有数の農業地帯として発展するとともに約 5 万人が居住する生活圏を形成しております。

これまで、土地改良事業により整備された農業用水利施設等は、農業振興に必要な生産基盤であるとともに、内水氾濫の抑制や水資源のかん養、更には、生物多様性の保全などの多面的機能を有しており、豊かな暮らしを支える重要な役割を担っております。

岡山県下で大規模な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」など、近年の気候変動の影響による豪雨災害が頻発しているとともに、昨年発生した能登半島地震など、各地で地震の被害も相次いでおり、農業用水利施設等の長寿命化や防災・減災対策は喫緊の課題であります。

本市では、国、県、土地改良区と連携を図りながら、老朽化が進む農業用水利施設の更新等を進めており、農村の維持・保全に努めているところであり、特に、貴土地改良区、倉敷市、玉野市と組織する事業推進協議会において、国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の事業推進と老朽化が進む基幹的農業水利施設の長寿命化及び耐震対策の国営事業化を進めて参りたいと考えております。

こうした取組をより実りあるものとするためには、長年にわたり農業用水利施設等の維持、管理を続けてこられた皆様のお力が欠かせません。皆様方には、今後とも、岡山の農業のさらなる振興に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝・ご多幸を、心から祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞

令和 7 年 3 月 12 日

参議院議員 進藤 金日子



本日は、児島湾土地改良区令和 6 年度通常総代会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。

ご列席の皆様には、日頃より土地改良区の運営、土地改良事業の推進、農業水利施設の維持管理等を通じて農業農村の振興にご尽力頂き、感謝申し上げますとともに、私の国政活動に対し、平素より多大なご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年 6 月、食料・農業・農村基本法が改正され、新たな基本法の下での農政がスタートしました。改正から初動の 5 年間を農業構造転換集中対策期間として農業政策の再構築を図ることとしており、本年は初動一年目の重要な年になります。

また、本年 3 月までに食料・農業・農村基本計画が策定され、この計画に基づいて食料安全保障の確保のための各種施策が進められることになります。食料自給力の強化等これら施策の推進には土地改良の推進が不可欠であり、土地改良予算の安定的な確保が重要です。

令和 7 年度については、6 年度補正予算の 2,037 億円と 7 年度当初予算政府原案の 4,463 億円の計 6,500 億円を活用し、土地改良を進めていく必要があります。皆様の御協力をお願いいたします。

私は今後とも、土地改良予算の確保とともに土地改良を通じた農業農村の振興・発展に努めてまいります。また、本年 7 月には同志の宮崎まさお議員の 2 回目の挑戦が控えております。私たち二人に対する皆様方からのご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

結びに貴土地改良区のご発展と本日ご参集の皆様のご健勝とご多幸をお祈りしてお祝いの言葉といたします。

令和 7 年 3 月 12 日

参議院議員 宮崎 雅夫



本日は、児島湾土地改良区令和 6 年度通常総代会のご盛会をお慶び申し上げます。宮武理事長はじめ役員、総代各位並びにご関係の皆様におかれましては、日頃より地域の重要な資源である水と土を守り、地域農業の発展や農山村の活性化に向け、土地改良事業の円滑な推進や施設の適切な管理にご尽力いただいておりますことに心から敬意を表しますとともに、私、宮崎雅夫の国政活動に多大なるご支援とご指導を賜り衷心より感謝申し上げます。

また、昨年も能登半島地震をはじめ、各地で甚大な災害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、復旧・復興に最大限の努力をしております。

さて、昨年は、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」を大幅に改正し、今年の通常国会においては、土地改良法を始めとする関係法令等の新設・改正を行うこととしています。

私も皆様方から多くのご支援をいただきながら、現地でお聞きした皆様のお声やご要望等に対し、国政の場から全力で対応してまいりました。土地改良関係の令和 6 年度補正予算では、昨年度の補正予算から 260 億円増の 2,037 億円を確保できました。加えて、昨年 12 月に閣議決定した令和 7 年度当初予算案では、前年度を上回る 4,464 億円が計上され補正予算と合わせて総額 6,500 億円を確保することができました。皆様方のご尽力に感謝申し上げますとともに、通常国会において、早期成立に向け努力してまいります。

本年、私は節目の年となりますが、引き続き「食・土地改良・農山漁村は未来への礎」を基本理念として、皆様のお声を国政に届け、必要な予算の確保と現場の実情に即した制度の充実に向け、誠心誠意努力してまいりますので、本年も引き続きご指導とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区並びに関係の皆様の方々の益々のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

◇令和 6 年度通常総代会の開催について

令和 6 年度通常総代会が、令和 7 年 3 月 12 日（水）午前 9 時から児島湾土地改良区 1 階大会議室において開催されました。当日の議長には「長田英人」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長 大森 雅夫様、参議院議員 進藤 金日子様、参議院議員 宮崎 雅夫様からのメッセージを朗読しました。続いて理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された 18 議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

I 議 案

- 議案第 1 号 令和 6 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
議案第 2 号 令和 6 年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
議案第 3 号 令和 6 年度藤田用水管理事業変更実施計画の議決について
議案第 4 号 令和 6 年度一般会計収支補正予算の議決について
議案第 5 号 令和 6 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の議決について
議案第 6 号 令和 6 年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託変更実施計画の議決について
議案第 7 号 令和 6 年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について
議案第 8 号 令和 7 年度関係土地改良事業計画の議決について
議案第 9 号 令和 7 年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
議案第 10 号 令和 7 年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
議案第 11 号 令和 7 年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
議案第 12 号 令和 7 年度役員報酬の議決について
議案第 13 号 令和 7 年度賦課金・負担金等徴収の議決について
議案第 14 号 令和 7 年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託実施計画の議決について
議案第 15 号 令和 7 年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託特別会計収支予算の議決について
議案第 16 号 令和 7 年度一時借入金の議決について
議案第 17 号 令和 7 年度歳計現金預入先の議決について
議案第 18 号 規約及び会計細則の改正の議決について



◇令和 7 年度賦課金・負担金について

令和 7 年度の賦課金・負担金・決済金の徴収については、次のとおりです。

◎ 賦課金

① 一般賦課金単価

令和 7 年度児島湾土地改良区の賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり 賦 課 金	2,000円
◎ 賦 課 基 準	賦課に当たっては、1 ㎡当たり 2 円を単位として賦課面積 (令和 7 年 4 月 1 日現在)に乗算します。
内 訳	一 般 経 常 費 1,830円 堤防維持管理負担金 170円
	計 2,000円

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

② 藤田用水維持管理賦課金単価《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》 《藤田錦六区地区》《藤田錦地区》

令和 7 年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区、藤田錦六区地区、藤田錦地区並びに東畦地区の受益農地から賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり 維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦 課 基 準	賦課に当たっては、1 ㎡当たり 1 円 20 銭を単位として賦課面積 (令和 7 年 4 月 1 日現在)に乗算します。 ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

③ 徴収期日

令和 7 年 7 月 31 日 (全期徴収)

④ 徴収委託先

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| ① 岡山市農業協同組合 | ② 岡山市浦安土地改良区 | ③ 中 国 銀 行 |
| ④ ト マ ト 銀 行 | ⑤ 理事・監事・総代 | |

◎ 農家負担軽減調整負担金 (1,000万円)

令和 7 年度負担区分

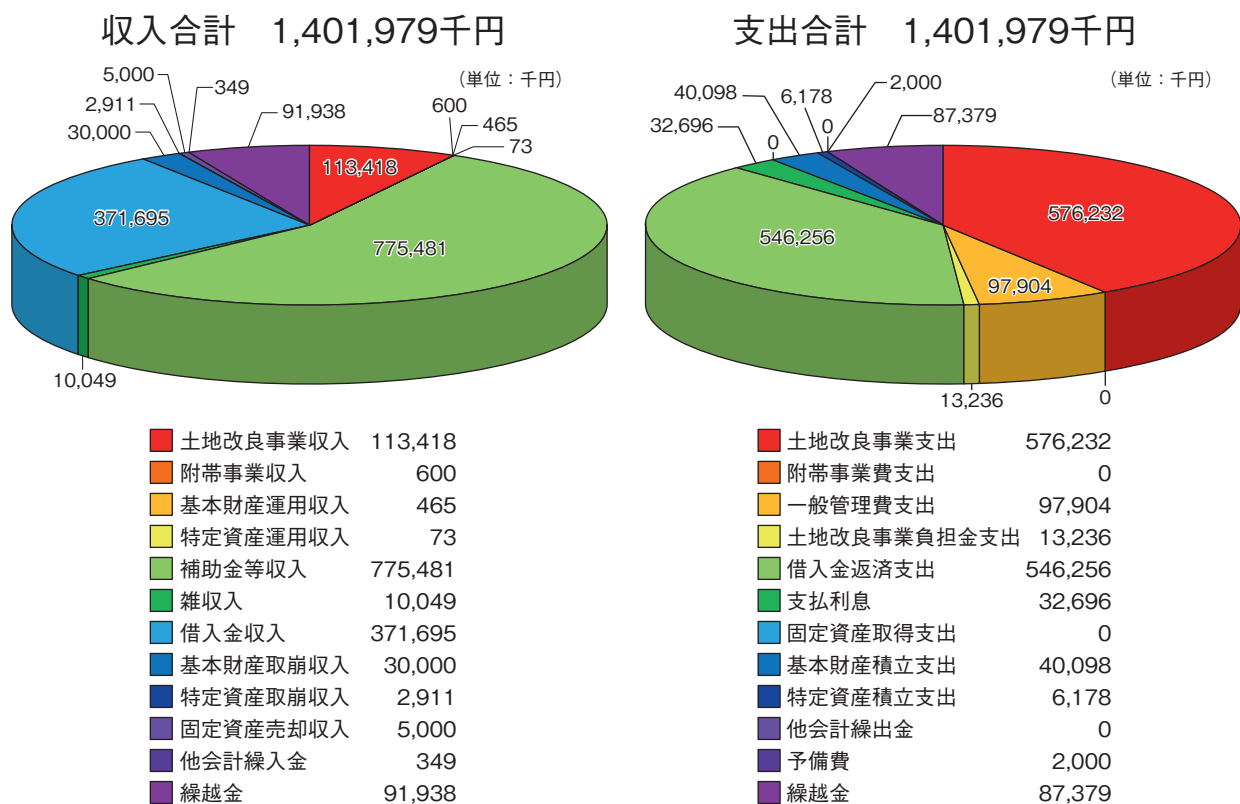
覚書による自治体関係	岡 山 市	9,213千円
	玉 野 市	787千円
	計	10,000千円

◎ 地区内農地の転用等による地区除外に伴う決済金

(1)地区内農地全区域	1 ㎡当たり	5.12円
(2)県営かんがい排水事業 (パイプライン) 実施地区		
藤田都六区地区の受益農地	1 ㎡当たり	12.99円
藤田都・大曲地区の受益農地 (中畦・曾根の一部地域を含む)	1 ㎡当たり	22.62円
藤田錦六区地区の受益農地	1 ㎡当たり	26.29円
藤田錦地区の受益農地 (東畦の一部地区を含む)	1 ㎡当たり	31.27円

◇令和 7 年度一般会計予算について

【一般会計】



※ 土地改良事業収入のうち、経常賦課金の内訳は以下のとおり

(単位：円)

一般賦課金 (1 m²当たり 2 円) 86,988,270

藤田用水維持管理賦課金 (1 m²当たり 1.2 円) 16,129,376

計 103,117,646

◇令和 7 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
業務受託料収入	141,240
雑 収 入	6
前年度繰越金	562
合 計	141,808

[支出] (単位：千円)

科 目	金 額
点 検 整 備 費	1,177
施 設 管 理 費	14,655
施 設 費	2,478
調 査 費	258
諸 油 脂 費	119
委 託 費	24,472
整 備 補 修 費	20,350
電 力 費	72,800
管 理 諸 費 等	1,911
租 税 公 課	2,677
一般会計繰出金支出	349
次 年 度 繰 越 金	562
合 計	141,808

◇令和 7 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
作 業 受 託 収 入	516,271
調 査 業 務 等 受 託 料 収 入	1
職員退職手当積立金利息収入	12
受 取 利 息	24
雑 収 入	1
職員退職手当積立金取崩収入	0
前 年 度 繰 越 金	4,405
計	520,714

[支出] (単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児島湖管理	そ の 他	計
点 検 整 備 費	1,550	4,696		1,516	7,762
施 設 管 理 費	73,520	13,212			86,732
施 設 費	7,846	17,892	16,350		42,088
調 査 費	87				87
諸 油 脂 費	120	186		496	802
委 託 費	55,510	9,949			65,459
整 備 補 修 費	0	184,346			184,346
電 力 費	7,231	98,709		2,427	108,367
租 税 公 課				13,701	13,701
職員退職手当積立金支出	6,927				6,927
職員退職手当積立金利息支出	12				12
雑 費				125	125
退 職 金 支 払				0	0
次年度繰越金				4,306	4,306
計	152,803	328,990	16,350	22,571	520,714

◇令和 7 年度土地改良事業計画について

令和 7 年度土地改良事業計画は、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）、水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計 32 地区、事業費 52,600 万円で計画し、関係機関予算要求をしているものです。

◎水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）〔7 地区 27,300 万円〕

地区名	西七区支線 56 号、西七区支線 68 号、西七区支線 119 号、北七区 1 番 1、 西七区支線 66 号、西七区支線 82 号、西七区支線 98 号
-----	--

◎水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）〔2 地区 1,700 万円〕

地区名	北七区支線 33 号、北七区支線 78 号
-----	-----------------------

◎小規模土地改良事業〔1 地区 2,000 万円〕

地区名	西七区 7 号
-----	---------

◎非補助土地改良事業〔21 地区 21,000 万円〕

地区名	内尾 2 番樋門、錦中 40 樋門、錦六区横 4 樋門、都縦貫樋門、西七区 1 号 2、 西七区 4 条準幹排水、西七区支線 63 号、西七区支線 93 号、西七区支線 114 号、 北七区 11 条準幹用水、北七区支線 14 号、北七区支線 22 号、北七区支線 35 号、 北七区支線 68 号、北七区支線 76 号、北七区支線 85 号、北七区 6 条 10 条樋門、 5 号竪丘 1 交差樋門、宗津西町 4 番川、森崎丘 2 番川、宗津東町 4 番川
-----	---

◎非補助土地改良事業（維持管理）〔1 地区 600 万円〕

地区名	藤田用水維持管理 R7
-----	-------------

元職員による不祥事についてお詫びとご報告

この度、当土地改良区において、元職員による運営資金着服が判明いたしました。

今回の不祥事は、元職員による身勝手な行為とはいえ、総代並びに組合員の皆様の信頼と期待を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。今後は、国・県等の指導を受けながら不正行為の起さない組織作りに取り組み、再発防止策および、内部管理体制の一層の強化を図ります。

また役職員一丸となり、総代並びに組合員の皆様方からの信頼を回復するよう努めてまいります。

記

1. 経緯と概要

令和 5 年度まで会計事務を担当していた当土地改良区元職員により、改良区の運営資金 1,640 万円が着服されていた事実が令和 6 年度に判明いたしました。事実判明のきっかけとなったのは、当該職員が人事異動により会計担当から異動したにもかかわらず、後任の担当者に事務引継ぎをしなかったことでした。そのため決算の確認をおこなった顧問税理士と書類を照査した結果、事務局に提出していた決算資料と、税理士、監事に提出していた決算資料の、内容の異なる二通りの資料を作成していたことが判明しました。当該職員に説明を求めたところ、本人が事実関係を認めたため、今回の着服が判明しました。

2. 当土地改良区の対応について

被害金額 1,640 万円は、令和 6 年 8 月 5 日に全額が弁済されております。また、着服に伴う遅延損害金は、法定利率である 3 % で計算した 356,423 円が、令和 6 年 9 月 2 日に振込され受取りを完了しています。

当該職員の処分については、諭旨解雇（令和 6 年 9 月 4 日付）としました。理由としては、被害金額を全額弁済し、遅延損害金についても支払い、退職金を辞退する旨の誓約書を提出したこと、またマスコミ発表もされ社会的制裁を受けていること、本人が反省していることを考慮したものです。管理監督者の処分として、局長、次長、総務課長の 3 名を減給 1/10（1 カ月）としました。

3. 原因と再発防止策

原因としては、第 1 に当該職員の異動を長期間おこなわなかったこと。第 2 に会計方式を単式簿記から複式簿記へ変更したことにより、以前おこなっていた経理日報の作成、銀行通帳残高との照合ができていなかったこと。第 3 に当該職員が銀行の払戻請求書に無断で銀行

印を押印したことにあります。

再発防止策として、経理日報による日々の入出金の管理を徹底し、通帳残高を会計職員及び、管理職員で確認し相互監視を高めるとともに、銀行印は他の公印とは別の印箱に入れ、会計細則に基づきロッカーで厳重に保管、管理することとしました。

また、当土地改良区の規約第20条を改正し、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合結果を理事会に報告することで、役職員による確認を徹底するとともに、監事による監査においても経理日報に基づき同じく照合の結果を確認することとしています。

4. 組織運営体制について

役員が会計の確認を行う際に、通帳残高の整合性を確認しやすい明瞭な経理日報を作成することとし、すでに実施しています。

令和 6 年 11 月 8 日の理事会において、全職員を対象にしたコンプライアンス研修を実施し、意識改革に取り組むことが決定され、令和 7 年 2 月 18 日、19 日の両日に外部の講師によるコンプライアンス研修を実施いたしました。

また、令和 7 年 1 月 29 日に岡山県による特別検査が実施されました。

検査結果は、令和 4 年度から実施されている改良区会計の複式簿記への対応に関するものが主なもので、決算書類の表示内容、表示方法についての指摘を受けました。岡山県から指摘を受けた内容とその改善措置については、当改良区の顧問税理士と相談して対応してまいります。

～コンプライアンス研修実施～



令和 7 年 2 月 18～19 日の 2 日間にわたって全職員を対象としたコンプライアンス研修会を開催しました。講師に弁護士の方を招き、コンプライアンスについて、具体的な例を交えてなぜ不正が起きるのか、個人情報の管理をどのようにしていけばよいかを実例を踏まえた上で説明をしていただきました。この研修を経て、より一層職員のコンプライアンス意識の浸透と定着を図り、社会的責任の強化と地域への貢献活動に努めて参ります。

役員研修 道前道後農業水利事業所を視察

役員と総代が交互に行っている視察研修について、昨年度は役員の実施年度で令和 6 年 11 月 21 日に愛媛県東温市にある中国四国農政局道前道後農業水利事業所へ理事 5 名、監事 3 名、事務局 3 名の計 11 名で視察研修にうかがいました。当日は、同事業所の山口 康広所長をはじめ職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について丁寧な説明を受けました。



【地域の特徴及び現状について】



本地域は、愛媛県の瀬戸内海側に位置し中山川流域等に形成された道前平野と、重信川流域に形成された道後平野からなり、瀬戸内海に面した気候特有の雨量の少ない地域にあるため、河川の流量が乏しく、昔から恒常的な農業用水の不足に悩まされてきた。これを解決するため国営道前道後平野土地改良事業では、仁淀川の上流に面河ダムを築造して、農業用水発電及び工業用水の水源を開発する

とともに四国山脈を越えて道前平野・道後平野へ導水する水路や取水堰等を整備しました。面河ダムからの水は、山並みを越えて架かる水の連なりであることから「虹の用水」と言われています。その後の二期事業では受益地に三芳地区を追加し、新たに冬場の野菜作りに必要な水源として佐古ダム及び志河川ダムを築造するとともに、昭和の事業で造成した施設の改修をしています。

【事業内容】

関係市：松山市、西条市、伊予市、東温市、松前町、砥部町（4市、2町）

受益面積：9,178ha（水田：7,318ha 果樹園：1,860ha）

事業費：260億円（共同事業含む）

事業工期：令和 5 年度～令和 17 年度（13 年予定）

共同事業：愛媛県が行う発電・工業用水の事業

主要工事：○ダム

面河ダム	老朽化に伴う改修	1 式
佐古ダム	老朽化に伴う改修	1 式
志川河川ダム	老朽化に伴う改修	1 式

○頭首工

中山川取水堰	老朽化に伴う改修、耐震化対策	1 式
--------	----------------	-----

○幹線水路工等

L=28.2km

放水路	老朽化に伴う改修、耐震化対策	1 式
道前、道後幹線用水路	老朽化に伴う改修、耐震化対策	1 式
横谷調整池	老朽化に伴う改修、耐震化対策	1 式

○水管理施設

面河ダム・佐古ダム・志河ダム・道前管理所・
道後管理所 老朽化に伴う改修 1 式

◎まとめ

道前道後農業水利事業所の面河ダム等施設の老朽化並びに耐震化対策のための施設改修について、詳しい説明をしていただきました。この研修を踏まえ、当改良区受益地内の用排水機場の老朽化に伴う早期改修を管理者と今後も協議をしていき、施設の円滑な管理運営に努めていきたいと考えています。



事務局及び研修者

◇訃報 総代 高田 昭夫 氏（第 6 選挙区）

第 6 選挙区（岡山市南区内尾）総代 高田 昭夫氏 令和 6 年 12 月 28 日逝去

故人には、改良区運営について多大な尽力を賜り、深く感謝するとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。（総代期間：R6.8.2～R6.12.28）

◇事務局人事異動

○退 職

（令和 7 年 3 月 31 日付） 大 杉 誠（事務局長（嘱託））

（令和 7 年 3 月 31 日付） 継 山 修（次長 農村整備課・施設管理課担当）

（令和 7 年 3 月 31 日付） 河 口 雄 大（堤防管理事務所 管理係 書記補）

◎令和 7 年 4 月 1 日付

○採 用

大 野 勝 敬（再任用職員）

継 山 修（再任用職員）

○昇 任

総務課付 課長補佐（※岡山市へ派遣）高 原 英 一（総務課付 係長）

堤防管理事務所 管理係 主任 佐 藤 寛 久（総務課 庶務係 書記）

◎令和 7 年 5 月 1 日付

○採 用

渡 辺 旬 真（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）

○昇 任

次長 総務課担当課長事務取扱 石 原 猛 裕（総務課 課長）

次長 維持管理課・堤防管理事務所担当

岡 本 満（維持管理課 課長）

次長 農村整備課担当課長事務取扱・施設管理課担当

久 山 聡 弘（農村整備課 課長）

堤防管理事務所 所長 渡 邊 真 也（総務課 課長補佐 賦課徴収担当）
 総務課 主幹 庶務・会計・徴収担当 庶務係長事務取扱
 佐 藤 秀 明（維持管理課 課長補佐）
 総務課 課長補佐 庶務・会計係長事務取扱
 南 石 智 恵（総務課 庶務係 係長）
 総務課 会計係 係長 森 淳 一（総務課 会計係 主任）
 堤防管理事務所 堤防管理係 係長 西 田 佳 広（堤防管理事務所 堤防管理係 主任）
 堤防管理事務所 堤防管理係 係長 板 野 行 伸（堤防管理事務所 堤防管理係 主任）
 総務課 賦課徴収係 係長 西 崎 友 訓（堤防管理事務所 堤防管理係 主任）
 総務課 会計係 係長 柴 田 知 幸（農村整備課 工事係 主任）
 農村整備課 工事係 係長 高 橋 拓 真（農村整備課 工事係 主任）
 堤防管理事務所 堤防管理係 書記 重 本 恵 太（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）

○配置換

維持管理課 課長 田 宮 克 志（堤防管理事務所 所長）
 堤防管理事務所 堤防管理係 主任 藤 澤 悟（総務課 会計係 主任）
 農村整備課 工事係 主任 岡 崎 卓 弥（堤防管理事務所 堤防管理係 主任）
 堤防管理事務所 堤防管理係 書記 仁 科 昌 幸（維持管理課 管理係 書記）
 農村整備課・施設管理課 指導・調整係 係長 工事係長事務取扱
 大 野 勝 敬（再任用職員）
 総務課 指導・調整係 係長 庶務・会計・徴収係長事務取扱
 継 山 修（再任用職員）

児島湾締切堤防について(児島湾締切堤防無料通行開始)

今号では、下記表 1 「児島湾締切堤防の通行料廃止に伴い、無料通行開始」についてを掲載します。

表 1 児島湾締切堤防無料通行までの主な出来事

西 暦	年 代	主 な 出 来 事
1959年	昭和34年	児島湖交通産業株式会社創立
〃	〃	第 1 次無料開放運動（岡山市民運動）が起こる
1961年	昭和36年	児島湾締切堤防他目的使用協議会発足
〃	〃	締切堤防を有料道路として料金徴収開始
1962年	昭和37年	締切堤防竣工
1963年	昭和38年	第 7 区干拓工事竣工
1964年	昭和39年	第 2 次無料開放運動（小串・甲浦地区一部住民による）起こる
〃	〃	締切堤防維持管理の監督行政について岡山行政監察局が勧告
〃	〃	農家総決起集会を開催し、無料開放デモを阻止
1965年	昭和40年	児島湖堤防利用株式会社設立
〃	〃	新会社による新交通料金での事業開始
1973年	昭和48年	児島湾締切堤防無料開放対策委員会発足
〃	〃	県議会で無料開放についての意見書採択決議提出
1974年	昭和49年	児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結
〃	〃	児島湾締切堤防の通行料廃止に伴い、無料通行開始

～「昭和49年10月 1 日締切堤防無料通行開通式」～

締切堤防道路が完成してから15年、多くの関係者の尽力により、昭和49年10月 1 日午前 9 時秋晴れの下、現地にて県主催による締切堤防無料通行開通式が行われました。

中国四国農政局長を始め、岡山県知事、岡山市長、児島湾土地改良区理事長、その他関係者40名余りが集まり岡山県知事によるあいさつの後、料金所横の道路にて、県知事を始めとした浅越理事長等関係者によってテープカットが行われました。



図 1 児島湾締切堤防無料通行開通式



図 2 無料通行開通式テープカット

～無料通行に伴う同意書～

児島湾締切堤防の無料化によって児島湾締切堤防の管理が県に移行したことに伴い、地区内の口径500mm以上の関連揚水施設を国に寄付し、堤防を含めた関連施設を国は補助金をつけて県に行政移管し、県はそれを児島湾土地改良区に操作作業を委託するにあたって、土地改良法に基づき児島湾土地改良区組合員三分の二以上の同意が必要となることから、趣意書によって事業計画変更と県営施行申請のための同意書作成を役員総代各位の努力によって10月末をもって完了した。組合員総数4,789名に対し同意組合員4,393名、作成率91.7%と多くの方の助力を得ることが出来ました。

～児島湾締切堤防無料通行祝賀式～

無料通行を祝して昭和49年10月14日に岡山県・岡山市の共催による祝賀式が国際ホテルで行われました。岡山県選出の国会議員、岡山県知事、県議会議員、浅越理事長等関係者100名余参集のもとに挙行されました。

祝賀式における、理事長の挨拶は次のとおりです。(抜粋、要約しております)

「今日将来もっとも記念すべき無料通行に伴う祝賀会に臨みまして一言謹んで各位に対して御挨拶御礼の言葉を申し上げますことができますことは、私にとりましては深い思い出となり感謝感激の一語につきる次第でございます。

20有余年計画されたこの堤防は農業水利改良と交通路としての使命をもって築堤されました。交通路事業は赤字経営から月日が経過し黒字に変わり、業績を農家の事業費負担の低減という役割を果たしてまいりました。

一面無料化の要望、私の立場から申しますと、農家の負担を増さずして地域社会発展の無料化に協力致したい、これは私が悩み続けた問題であり、この点において漸く解決がついたのです。無料化に対して、知事さんはもとより、多数の関係者各位の御熱意と御協力をもって今日の祝賀式へ結びつきました。

私はいかにして農家が納得するか、漸くにして納得と了承のもとに県民の要望し続けてまいりました無料化、地域社会発展の基盤として公益優先としてこれをささげますことは私の終生わすれ得ないところの10月1日の無料化のその日であります。この堤防が長年にわたる皆さん方の御高配、御心配また寄せられた御協力、長い歴史の間に深い思い出をのこし、ついに本日の祝賀式に臨みまして私の感慨は唯々感謝感激の一語に尽きるわけがあります。ここにくりかえし今まで寄せられました、御参列の多くの皆様方に深く敬意を表し深甚なる感謝感激の言葉を持ちまして御挨拶御礼と致します。誠にありがとうございました。」



図3 児島湾締切堤防無料通行記念祝賀式

また、児島湾土地改良区は昭和49年10月1日からは締切堤防の管理業務、昭和50年4月1日から関連揚水機場（29機場）の操作委託を県から受託し、「県管理補助事業」として堤防管理、管内主要排水機場の管理及び児島湖の管理を包含した維持管理事業が発足しました。また、もともと干拓地であり排水施設の老朽化と干拓以来の土水路がほとんどで極めて排水が悪かった管内土地は、昭和51年9月の台風17号による集中豪雨で冠水被害が発生してしまいました。これを契機に、関係者・組合員の強い要望により昭和61年「児島湾周辺地区かんがい排水事業」が事業着工され、排水能力の強化された機場と農地の有効利用を目的としたパイプライン方式の用水施設が整備され現在にいたっています。

参考文献：児島湖発達史 児島湾土地改良区保管写真

※ゴミの投棄をなくしましょう。 ＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきましょう。
児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖に流れついたゴミ状況 締切堤防

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第 44 条）

- ・相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担

◆農地の異動・売買・相続について

農地の異動・売買・相続を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買・相続を行うようご注意ください。（土地改良法第43条第1項）

滞納賦課金

異動・売買・相続

新しい組合員が滞納賦課金
支払い義務が発生

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行していません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。納付証明書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 43 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 7 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 7 年度

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	1 m ² 当たり 5.12 円	1 m ² あたり 10 円	1 筆あたり 1,500 円

区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
藤 田 都 六 区	1 m ² あたり パイプライン 12.99 円	藤 田 都・大 曲	1 m ² あたり パイプライン 22.62 円	藤 田 錦 六 区	1 m ² あたり パイプライン 26.29 円	藤 田 錦	1 m ² あたり パイプライン 31.27 円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び 200 m² 未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

（TEL086-262-0175）